



**「特記仕様書」**

1. 本工事施工にあたり、設計図及び特記仕様に記載されていない事項は、建設大臣官庁官制部監修「機械設備工事共通仕様書」及び同「機械設備工事標準図」（最新版）に基づくこと。
2. 本工事施工にあたり、設計図書に明記無き場合、又は既設が生じた場合は本市監督員と十分な協議を行い施工すること。又美観上必要と思われる工事は、施工業者の請負金額の範囲内で施工すること。
3. 本工事請負者が、工事施工の際、構造物その他を破壊した場合は、本市監督員の指示に従い同一材料をもって速やかに補修すること。
4. 本工事請負者は、工事施工にあたり既設設備、構造物等を十分調査し、監督員と入念な打ち合わせ後施工図を提出し、本市監督員の承認を受けてから施工するものとする。
5. 本工事に必要な官公署等への手続きは、全て請負業者が行なうものとする。
6. 今回、新設される受水槽ユニット・配管の設置箇所については、施設管理者及び本市監督員の承認後決定するものとする。

また、新設配管等については、消防等と十分協議し施工すること。

**「工事概要」**

\*給水設備  
 現在、井水によって行われている施設への給水を富山市上水道に切り替える。  
 それに伴い、既設メーター（現在閉鎖中）より給水引込みを行い、新設の受水槽付ポンプユニットに接続する。二次側の配管は構造物から支持金具を用いた露出配管を行いそれぞれの場所に給水を行う。  
 それぞれの既設管に接続する箇所においては、既設の井水管の切筋は必ず行い、メクラ止めを必ず行うこと。

**「受水槽付ポンプユニット仕様書」**

1. 給水口径 25mm
2. 吐出口径 50mm
3. 吐出圧力一定タイプ・ポンプ交互並列運転
4. 受水槽構造 3mm厚鋼板 3m<sup>3</sup> 耐震設計2/3G
5. ポンプ能力 3相200V 1.5kw × 0.28m<sup>3</sup>/min × 25m
6. 内はしご・外はしご付
7. 給水・電線部分防波構造
8. ポンプユニット部分点検扉付カバー
9. ヒーター付
10. ポンプ制御盤は、漏電遮断機・新相コンデンサー付
11. 架台・アンカー等付属品を含む。

